

平成26年4月

関与先各位

田中宏志税理士事務所

税理士 田中 宏志

【税率改正に伴う消費税額変更のお知らせ】

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2014年（平成26年）4月1日から消費税率が

現行の5%が8%に引き上げられました。

それに伴いまして、当事務所も本年4月1日以降の請求につきましては
法の改正に基づき消費税率を8%に変更させていただきたくお願い申し上げます。

何卒、今後とも尚一層のご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。 謹言